

第1章 長期給付（年金）に関する手続きについて

長期給付（年金）に関する手続き案内

- 1 退職や勤務形態の変更により組合員でなくなる場合
提出書類 ★「退職届書」(P181 参照)
- 2 退職後に住所・氏名に変更があった場合や亡くなられた場合
提出書類 ★「年金待機者等異動報告書」(P184 参照)
添付書類 ・住民票抄本（住所を変更された場合）
・戸籍謄本又は戸籍抄本（氏名を変更された場合）
・亡くなられた場合は、亡くなられた方の戸籍謄本、戸籍抄本又は住民票（除票）
- 3 地方職員共済組合の年金受給権者が再就職し、組合員になった場合
（国家公務員共済組合、市町村職員共済組合等の年金受給権者が再就職した場合も含む）
提出書類 ★「年金受給権者再就職届書」(P186 参照)
- 4 組合員が障害を負ったとき
障害年金が支給される場合があります。(P177～180 参照)
傷病の発生時には、地方職員共済組合沖縄県支部までご連絡ください。
- 5 組合員が死亡したとき
在職中又は退職後に死亡したときに遺族年金が支給される場合があります。
組合員が在職中に死亡した場合は、地方職員共済組合沖縄県支部までご連絡ください。

※ 内容の詳細については、P164、165 を参照

★マークのついた様式はコーラル、県のホームページに掲載しています。

【掲載場所】

- コーラル 「Coral21」 → 「各課ポータルサイト一覧」 → 「職員厚生課掲示板」 → 「〇長期給付（年金）請求関係（資料・様式等）」
- 沖縄県 HP ホーム → 組織で探す → 総務部職員厚生課

■ 提出先及びお問合せ先 ■

地方職員共済組合 沖縄県支部 年金班

年金班専用電話番号：098-866-2685

または地方職員共済組合沖縄県支部代表番号：098-866-2127

1 退職や勤務形態の変更により組合員でなくなる場合

■「退職届書」

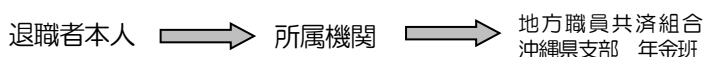
退職届書は、組合員が退職後、将来、年金を受け取るための大切な書類です。

年金を受けるためには、公的年金加入期間が10年以上必要ですが、退職届書は、その期間を管理するために必要になります。

退職や勤務形態の変更により組合員でなくなる場合は、退職時の所属機関の長の証明がされた「退職届書(P181参照)」を地方職員共済組合沖縄県支部年金班に提出するようご案内ください。

なお、任意継続組合員は、退職後2年間、在職中とほぼ同様の短期給付及び一部の保健事業を受けられるもので、任意継続組合員期間は、長期給付(年金)の算定の基礎期間には含めず、長期給付上の「組合員」には該当しません。

【提出の流れ】



【参考】 退職届書の対象者（再任用フルタイム → 組合員、再任用ショートタイム → 非組合員）

退職や勤務形態の変更により組合員でなくなる場合は、退職届書の提出が必要です。

異 動 事 由		退職届書
1	退職 ・普通退職、早期退職、定年退職 ・再任用フルタイム職員の退職 ・ <u>組合員である</u> フルタイム会計年度任用職員・臨時的任用職員・任期付職員の退職 ※ 退職後、引き続き任意継続組合員になる者を含む	○
2	当組合内の他の所属所へ転出 例;企業局 → 病院事業局	×
3	退職後、引き続き、公務員として他の共済へ転出 ※ <u>退職した日から1日以上の間を空けて公務員として他の共済へ転出した場合は、「退職届書」の提出が必要となります。</u>	×
4	退職後、引き続き、公務員として ・再任用フルタイム職員になる者 ・ <u>組合員である</u> 臨時的任用職員・任期付職員になる者	×
5	退職後、引き続き、公務員として ・再任用ショートタイム職員になる者 ・フルタイム会計年度任用職員になる者	○
6	・再任用フルタイム職員から再任用ショートタイム職員になる者 ・ <u>組合員である</u> フルタイム会計年度任用職員からショートタイム会計年度任用職員になる者	○

○…退職届書提出必要 ×…退職届書提出不要

2 退職後に住所・氏名に変更があった場合や亡くなられた場合

■「年金待機者等異動報告書」

共済組合では退職届書が提出された者を年金待機者として管理し、年金受給年齢に達したときに年金の請求書を本人あてに郵送します。

よって、年金の請求書を本人あてに郵送するまでの間は、退職した方の連絡先(住所・電話)や氏名変更等について支部が把握する必要がありますので、様式「**年金待機者等異動報告書**(P184 参照)」を退職者へ手渡し、当該内容についてご案内ください。

3 地方職員共済組合の年金受給権者が再就職し、組合員になった場合 (国家公務員共済組合、市町村職員共済組合等の年金受給権者が再就職した場合も含む)

■「年金受給権者再就職届書」

地方職員共済組合の年金受給権者(退職・老齢給付及び障害給付の受給権者に限ります)が、再び組合員(公務員)となったときは「**年金受給権者再就職届書**(P186 参照)」を提出してください。提出がない場合、年金が過払いとなり返還となる可能性があります。

については、年金受給権者が再就職した場合は、地方職員共済組合沖縄県支部年金班へご連絡ください。例;(年金受給権者で)再任用ショートタイム職員から再任用フルタイム職員として再就職した場合

4 組合員が障害を負ったとき

在職中の病気やケガにより障害を負ったときには、厚生年金制度から『**障害厚生年金**(障害等級1級～3級(P177～179 参照))』または『**障害手当金**(P180 参照)』が支給される場合があります。

また、傷病が公務(通勤を除く)による場合には、併せて年金払い退職給付から『**公務障害年金**』が支給される場合があります。

については、当該傷病の発生時には、地方職員共済組合沖縄県支部年金班へご連絡ください。

5 組合員が死亡したとき

在職中又は退職後に死亡したときには、遺族に厚生年金制度から『**遺族厚生年金**』が、また、死亡の原因が公務による場合には、併せて年金払い退職給付から『**公務遺族年金**』が支給される場合があります。

については、組合員が在職中に死亡したときには、地方職員共済組合沖縄県支部年金班へご連絡ください。

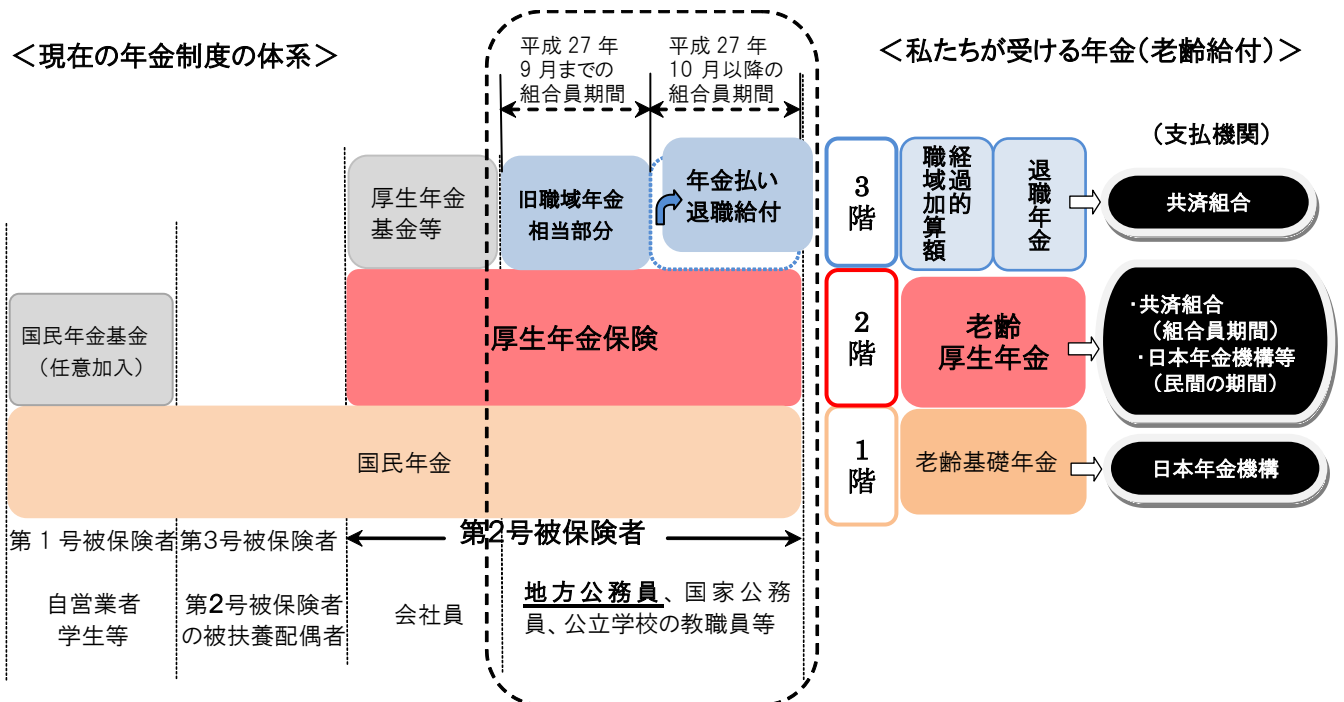
第2章 年金の制度について

1 年金制度の体系

年金制度は下図のように3階建てになっています。

- (1) 1階部分は国民年金制度で、日本に住む20歳以上60歳未満の人が全員加入します。国民年金の加入者には第1号・第2号・第3号被保険者の3つの種別があり、共済組合の組合員は第2号被保険者に該当します。国民年金制度から支払われる基礎年金の支払いは、日本年金機構が行います。
- (2) 2階部分は厚生年金保険制度で、公務員または厚生年金保険が適用されている事業所に勤める会社員等が70歳になるまで加入できる制度です。加入者は給料から控除されている厚生年金保険料等により国民年金と厚生年金保険の2つの年金制度に加入していることになります。厚生年金保険制度から支払われる老齢厚生年金の支払いは、共済組合の期間は共済組合から、民間で勤めていた期間は日本年金機構等が行います。
- (3) 3階部分は共済組合独自の年金制度です。経過的職域加算額と退職年金があり、支払いは共済組合が行います。

【図1】年金制度及び老齢給付のイメージ



第4編 長期給付

2 年金給付の種類

年金給付の種類には、老齢となったときに受けられる「老齢給付」、在職中の病気やケガがもとで障害の状態になったときに受けられる「障害給付」、死亡したときに遺族に支給される「遺族給付」の3つがあります。

給付	制度名	種類	支給要件
老齢給付	年金払い退職給付	退職年金	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1年以上の引き続き組合員期間を有すること（※1） ■ 65歳以上であること ■ 退職していること
	厚生年金保険	老齢厚生年金	<ul style="list-style-type: none"> ■ 厚生年金被保険者期間を1年以上有すること ■ 公的年金の被保険者期間が10年以上（※2）あること ■ 支給開始年齢（P169参照）に達していること
	国民年金	老齢基礎年金	65歳に達した場合
障害給付	年金払い退職給付	公務障害年金	公務に基づく負傷又は病気により障害の状態になった場合
	厚生年金保険	障害厚生年金	厚生年金の被保険者である間に初診日のある傷病で、当該初診日から起算して1年6月経過した日又は初診日から1年6月経過前にその傷病が治った場合は、その治った日（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態になった日を含む。）において当該傷病の程度が障害等級1級から3級に該当した場合（P177～179参照）
		障害手当金	障害厚生年金を支給するに至らない程度の障害状態の場合（P180参照）
	国民年金	障害基礎年金	障害等級の1級又は2級に該当した場合（P177参照）
遺族給付	年金払い退職給付	公務遺族年金	公務に基づく負傷又は病気により死亡した場合
	厚生年金保険	遺族厚生年金	厚生年金被保険者期間を有する者が死亡し、その者に遺族がいた場合（遺族の要件に該当する必要があります。）
	国民年金	遺族基礎年金	死亡した者によって生計を維持されていた (1)子のある配偶者 (2)子 ※ 子とは 18歳未満の子又は20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の子

※1 平成27年10月1日以降の組合員期間、またはその日をまたいで引き続き組合員期間が対象となります。ただし、年金額は平成27年10月1日以降の組合員期間で計算します。平成27年9月30日までの組合員期間については、別途支給される経過的職域加算額(旧3階)にて計算されます。

※2 平成29年8月1日から、年金受給資格期間が25年から10年に短縮されました。

第3章 老齢給付について

1 老齢基礎年金（1階部分）

65歳から、老齢厚生年金に加えて日本年金機構から老齢基礎年金が支給されます。年金額は40年間（20～60歳）保険料を納付した場合、年額777,800円（令和4年度）です。（保険料未納期間などがある場合には、その期間に応じて減額されます。）

2 老齢厚生年金（2階部分）

(1) 特別支給の老齢厚生年金（65歳になるまで） 昭和36年4月1日までに生まれた方

次のすべての要件に該当したとき、支給開始年齢から65歳になるまでの間受給できます。

<受給資格>

- ア 支給開始年齢以上65歳未満であること
- イ 1年以上の厚生年金保険の被保険者期間（公務員期間と民間の期間を合算）を有すること
 - ※ 1年以上の厚生年金保険の被保険者期間がない場合は本来支給（65歳）に受給権が発生します
- ウ 保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が10年以上であること

(2) 本来支給の老齢厚生年金（65歳以降） 昭和36年4月2日以降に生まれた方

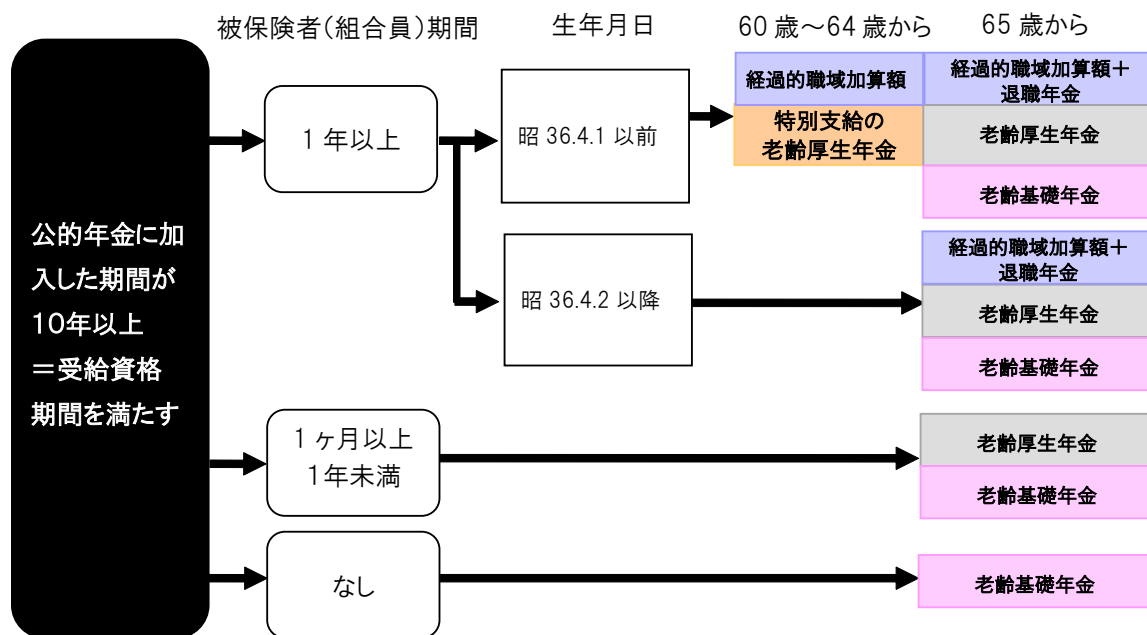
次のすべての要件に該当したとき、65歳から受給できます。

<受給資格>

- ア 65歳以上であること
- イ 1か月以上の厚生年金保険の被保険者期間（公務員期間と民間の期間を合算）を有すること
- ウ 保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が10年以上であること

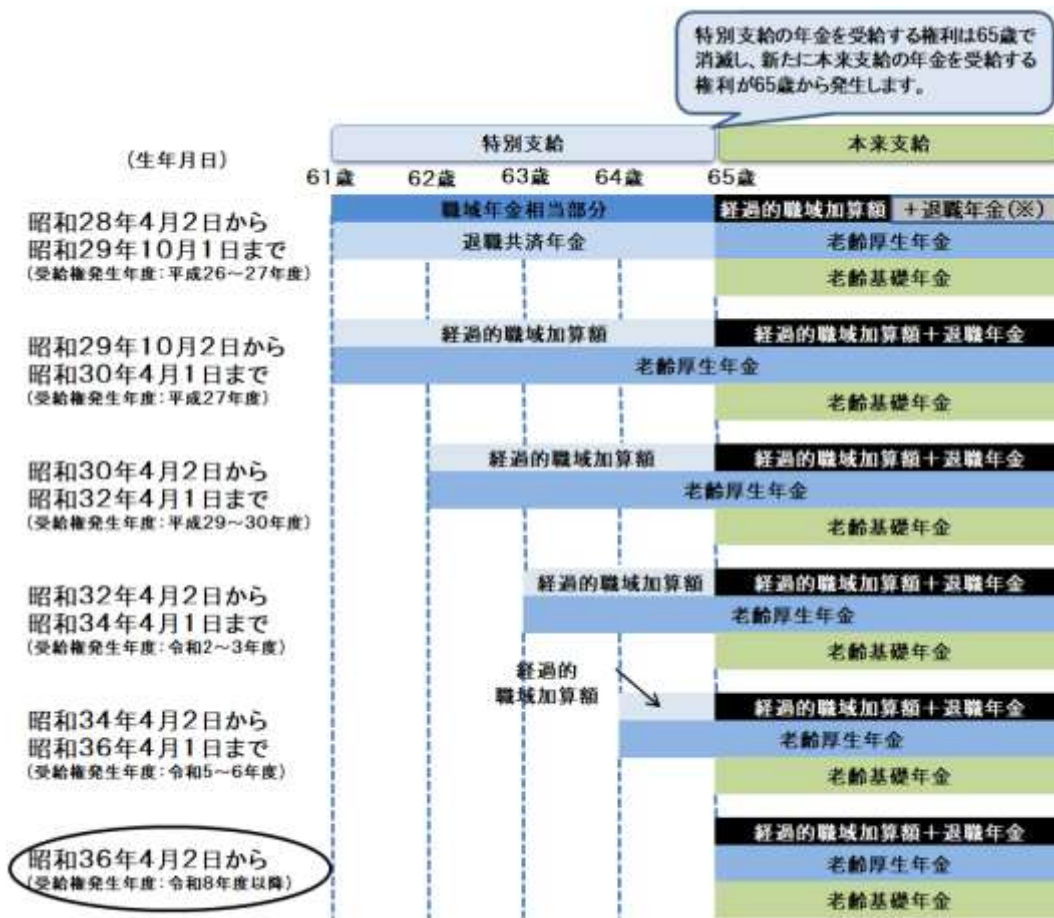
■受給権発生年齢については、P169【図3】生年月日別の支給開始年齢参照

【図2】 公的年金加入期間と受けられる老齢年金



※平成29年8月から、受給資格期間が25年から10年に短縮されました。

【図3】 生年月日別の支給開始年齢



※ 平成27年10月以降の組合員期間を有する場合、退職年金の受給権が発生

3 共済組合独自の年金（3階部分）

被用者年金制度の一元化に伴い、「職域部分」が廃止されると同時に、公務員独自の新たな年金給付として、「年金払い退職給付」制度が創設されました。

(1) 旧職域年金相当部分における経過的職域加算額について

平成27年9月30日以前の組合員期間がある方には、経過措置として、その組合員期間に応じた給付が「旧職域年金相当部分」として支給されます。

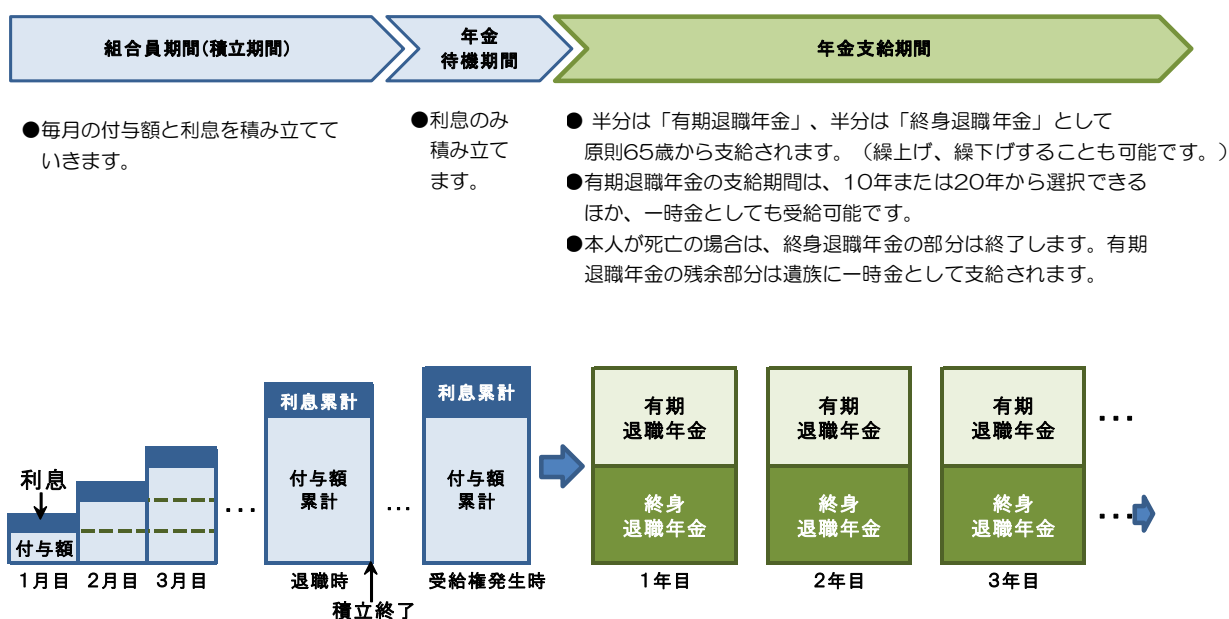
(2) 年金払い退職給付における退職年金について

労使折半で積み立てた保険料(掛金と負担金)を原資として年金を受け取る積み立て方式です。次のいずれの要件も満たしているときに受給できます。民間の企業年金に相当する給付です。

<受給資格>

- ア 平成27年10月以降の保険料を納めた期間で、1年以上引き続く組合員期間があること
- イ 65歳以上であること
- ウ 退職していること

【図4】 積立時と給付時のイメージ図



4 老齢厚生年金の請求、裁定及び支給

(1) 請求書の事前送付

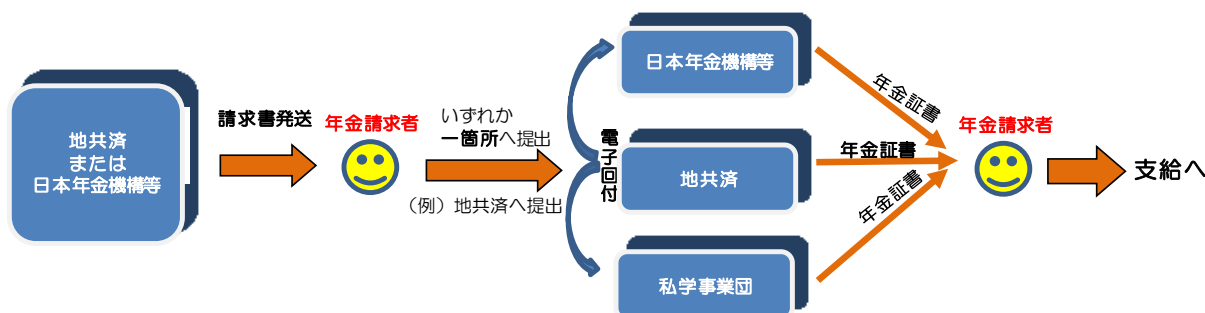
おおむね支給開始年齢(P169 参照)に到達する3ヶ月前に、最終加入の実施機関(地共済沖縄県支部又は日本年金機構等)から老齢厚生年金の請求書(経過的職域加算額の請求書を兼ねています)が送付されますので、必要事項をご記入の上、誕生日以降、速やかに実施機関(地共済沖縄県支部又は日本年金機構等)に提出してください。なお、誕生日前は受け付けられません。また、年金の受給権は、その給付事由が生じた日(受給権が発生した日＝誕生日の前日)から5年間請求しないときは、時効により消滅します。※ 特別支給の老齢厚生年金は、請求を遅らせても、増額することはありません。

(2) 裁定後の「年金証書」等の送付

老齢厚生年金及び経過的職域加算額の決定後、「年金額決定通知書」及び「年金証書」が共済組合本部より送付されますので、大切に保管してください。

また、年金額は毎年度4月に物価及び賃金の変動率を基にした改定があります。改定した場合は、共済組合本部から「年金額改定通知書」が送付されます。

【図5】年金請求から支給までのイメージ図



※ 複数の厚生年金保険（日本年金機構、地共済、私学事業団）の加入期間がある方については、一箇所の窓口で年金請求書を提出することで、他の厚生年金保険に加入していた期間の年金を請求したことになります。また、厚生年金の被保険者加入中の場合は、支給額を計算する際に他実施機関の年金額も含めて計算するため、当組合の年金証書が届くのは、日本年金機構の年金証書到着後、ある程度の期間を要します。

※ 請求書の提出から年金支給までは3、4ヶ月かかります。

(3) 支給日

- 年金の支給 → 受給権が発生した日の属する月の翌月分から支給
- 支給日 → 偶数月(2、4、6、8、10、12月)の各15日
(金融機関の休日に当たるときは、その直前の営業日)

5 老齢厚生年金の支給の繰上げ、繰下げ

(1) 老齢厚生年金の繰上げ請求について

① 支給開始年齢の段階的引き上げ

これまで60歳から特別支給の年金が支給されていましたが、昭和28年4月2日以降に生まれた方は、61歳から65歳までに段階的に引き上げられます。

② 支給開始年齢前の「繰上げ支給の老齢厚生年金」制度

60歳に達した以降、支給開始年齢に達する前に繰上げ請求をした場合「繰上げ支給の老齢厚生年金」を受けることができ、請求があった日に受給権が発生し、その請求のあった日の属する月の翌月分から支給を受けることができます。

③ 減額率

繰上げ請求した場合の年金額は、繰上げ請求をした月から、その者の生年月日に応じた支給開始年齢に到達する月の前月までの月数について、1ヶ月につき0.5%(1年で6%)減額されます。

(※ 昭和37年4月2日以後に生まれた方からは月数1ヶ月あたり減額率0.4%になります。)

④ 請求に当たっての留意点

ア 繰上げ請求後は、その決定を取り消すことはできず、終生減額された年金額となります。

イ 事後重症などによる障害厚生年金(障害基礎年金、公務員期間以外の期間で発生した障害厚生年金)を請求することはできません。

ウ 繰上げ請求する場合は、受給資格を有する他の年金(老齢基礎年金、公務員期間以外の期間で発生した老齢厚生年金等)の繰上げ請求を同時に行わなければなりません。

エ 繰り上げ請求後は、国民年金に任意加入できません。

オ 繰り上げ請求後の老齢厚生年金も、在職中や厚生年金適用事業所に再就職している場合は年金の一部または全額が支給停止となります。(老齢基礎年金は在職等による支給の停止はありません。)

(2) 老齢厚生年金の繰下げ請求について

65歳に到達したときに、本来支給の老齢厚生年金を請求せず繰下げの申し出をし、66歳以降に老齢厚生年金の繰下げ請求をすることにより、請求した月の翌月分から繰下げ加算額を増額した年金を受給することができます。(年金額は繰り下げた月数1ヶ月につき0.7%増額されます。)

6 年金受給者が再就職した場合の年金額の調整について

公務員を退職した後に、再任用や民間会社等に再就職し、厚生年金保険に加入された場合は、給与や賞与の額に応じて老齢厚生年金等の一部又は全部が支給停止される場合があります。

ただし、再就職されても、公的年金制度に加入しない場合は、支給の停止はありません。

●在職支給停止額の計算(1ヶ月あたりの停止額)

賃金と老齢厚生年金の年金月額合計が47万円を超えると、年金の一部または全額が支給停止となります。老齢厚生年金の全額が支給停止になると加給年金額も全額停止されます。老齢基礎年金は、支給調整の対象外のため、全額支給されます。

賃金と年金月額合計	支給停止額	
47万円以下	支給停止なし (全額支給)	※共済組合員となった場合、経過職域加算額は全額停止されます。
47万円を超える	(賃金+年金月額-47万円)×1/2	

※ 支給停止の基準となる「47万円」は賃金水準などをもとに、毎年度見直しが行われます。

算定事例(再就職して厚生年金に加入した場合)

〈再任用フルタイム等〉

賃金が月額34万円、年金が月額10万円(厚生年金8万円+経過職域加算額2万円)の場合

$$34\text{万円} + 8\text{万円} = \underline{42\text{万円}}$$

$$(\text{賃金})\times 1 + (\text{年金月額})\times 2$$

$$10\text{万円(年金)} - 2\text{万円(経過職域加算額)}$$

47万円を超えないので年金の停止はありません。

ただし、共済組合員である場合(再任用フルタイム等)は、経過職域加算額は全額停止されます。(この場合の年金の支給は $10\text{万円} - 2\text{万円} = \underline{8\text{万円}}$ となります。)

(年金月額) (経過職域加算額)

なお、65歳から支給される老齢基礎年金は在職支給停止の対象ではありませんので、計算には含めずに算定します。

※1 賃金 : 毎月の報酬(標準報酬月額)と、その月以前1年間に受けた期末手当等(標準期末手当等)の総額を12で割った額の合計。

※2 年金月額 : 老齢厚生年金額を12で割った額 (加給年金額、経過職域加算額は含まれません)

複数の老齢厚生年金(共済組合と日本年金機構等)の受給権を有している場合は、合算して総停止額を算出して、それぞれの年金額で按分し、支給停止されます。

■在職中の年金受給について (在職定時決定)

65歳以上の在職中の老齢厚生年金受給者について、年金額が毎年1回、10月分から改定されます。

第4編 長期給付

■退職後の年金（退職改定）

共済組合から支給される老齢厚生年金または退職共済年金を受給している組合員（現職者または再任用フルタイム職員）が退職したときには、退職する前に決定された年金の算定基礎となった組合員期間に、退職までの組合員期間を加えるとともに、平均標準報酬の見直しを行い、年金額を改定します。

※退職までの被保険者期間を加えて改定した結果は、「年金額改定通知書」によりお知らせいたします。

第4章 年金支給に関する留意点等

1 留意点

(1) 併給の調整

■ 受給の選択

給付事由の異なる2つ以上の年金（例えば、老齢厚生年金と障害厚生年金）のすべてを受給することはできません。有利な方を選択していただきます。また、受給の選択は将来に向かって変更可能です。

(2) 年金からの源泉徴収

① 年金は「雑所得」です

老齢厚生年金等は、所得税法の区分では「雑所得」となっており、年金額が一定以上の方は、年金の支給の際に所得税が源泉徴収されます。（障害年金、遺族年金については非課税になります。）

② 源泉徴収税額の計算に当たって

年金からの所得税の源泉徴収は、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を共済組合に提出することにより、所得控除が受けられます。（税制改正により、提出の有無にかかわらず基礎的控除は控除されます。）

(3) 雇用保険との調整

① 基本手当の受給について

65歳までの間に老齢厚生年金の受給者の方がハローワークで求職の申し込みをし、雇用保険法の基本手当を受給すると、その額にかかわらず、その間は老齢厚生年金全額が支給停止されます（経過的職域加算額は支給されます）。

第4編 長期給付

② その他の給付金の受給について

雇用保険法の高年齢雇用継続基本給付金または高年齢再就職給付金を受給すると、老齢厚生年金の一部が支給停止されます。

2 離婚時の年金分割の制度について

離婚時の年金分割の制度は、平成19年4月1日以後に離婚をした場合において、離婚をした当事者間の合意又は裁判手続きにより按分割合を定めたときに、その当事者の一方からの請求によって、婚姻期間の各月の標準報酬月額及び標準賞与額の総額を当事者間で分割することができる制度です。

なお、請求期限が定められており、原則として**離婚した日の翌日から起算して2年を経過したときは、請求することができません。**

3 退職後の年金加入について

- ・再就職をした場合 → 再就職先の職場でご確認ください。
- ・再就職をしなかった場合(60歳未満) → 住所地の市区町村役場、または最寄りの日本年金機構の各事務所でご確認ください。

第5章 組合員への情報提供について

1 ねんきん定期便

共済本部は組合員等に毎年誕生月に「ねんきん定期便」を送付し、「年金加入期間」「年金見込額」「保険料納付額」「標準報酬月額等」の情報を提供しています。

2 給付算定基礎額残高通知書

共済組合等から年金払い退職給付に係る「給付算定基礎額残高通知書」を送付し、前年度積み立てた付与額や利息等に関する情報をお知らせしています。

- 【通知される時期】
- ・組合員 …… 毎年6月
 - ・退職された方 …… 退職時、35歳、45歳、59歳、63歳に到達した翌年度

3 地方職員共済組合年金情報 Web サイト

組合員や組合員であった方々は「年金加入履歴及び加入期間」「保険料納付済額」「年金見込額」「給料等の記録」などについて、共済本部の Web サイトで閲覧・確認することができます。ただし、事前に ID やパスワードの登録申請が必要となります。

URL はこちら <https://www.chikyosai-nenkin-web.jp>

※ 年金を受給している方(障害、遺族年金受給者は除く)については、地共済年金情報 Web サイトの閲覧はできません。

地共済のwebサイトをぜひご覧ください!

web サイトでわかるあなたの年金

計算式付き

☆**明らか! 自分の年金見込額がわかる!**

現在の給料で60歳までお勤めする場合の見込額や現時点での見込額がわかります!

☆**振り返れる! 加入状況・保険料納付済金額がわかる!**

保険料納付済額については、直近1年間のみの表示となります。

☆**365日・24時間いつでも閲覧できる!**

スマートフォンでも確認可能!いつでもどこでもチェックできます。

その他、標準報酬月額・標準賞与額・給付算定基礎額残高もわかります。

※民間にお勤めされていた厚生年金・国民年金の加入状況、年金見込額等は、日本年金機構の「ねんきんネット」で確認できます。

申込方法

申込前に準備するもの

基礎年金番号

(年金手帳等に記されています)



地共済年金情報 Web サイト

<https://www.chikyosai-nenkin-web.jp>

パスワードは忘れないように、控えておいてください!

ホームページで必要事項を入力するだけ!

登録から**2週間程度**で閲覧に必要なIDを登録住所に送付致します。

障害等級表

[国年法施行令別表(第4条の6関係)、厚年法施行令別表第1(第3条の8関係)]

障害の程度	障害の状態	
一級	1	両眼の視力の和が0.04以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4	両上肢のすべての指を欠くもの
	5	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	7	両下肢を足関節以上で欠くもの
	8	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
	9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
二級	1	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	3	平衡機能に著しい障害を有するもの
	4	そしゃくの機能を欠くもの
	5	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
	6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	8	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	9	一上肢のすべての指を欠くもの
	10	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	11	両下肢のすべての指を欠くもの
	12	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13	一下肢を足関節以上で欠くもの
	14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

第4編 長期給付

障害の程度	障害の状態
三級	1 両眼の視力が0.1以下に減じたもの
	2 両耳の聴力が40cm以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
	3 そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
	4 脊柱の機能に著しい障害を残すもの
	5 一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの
	6 一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの
	7 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
	8 一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の三指以上失ったもの
	9 おや指及びひとさし指を併せ一上肢の四指の用を廃したもの
	10 一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
	11 両下肢の十趾の用を廃したもの
	12 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	13 精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	14 傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

備考

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 2 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 3 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手趾関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 趾の用を廃したものとは、第一趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節間関節若しくは近位趾節間関節（第一趾にあっては、趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

※3級第14号の厚生労働大臣が定めるものとは、傷病が治らないで、次の表の左欄の各号のいずれかに該当し、かつ、同表の右欄の状態にあるものとする（昭和61年厚生省告示第66号）。

一 結核性疾患であって、次に掲げるもの	労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする。
イ 軽度の安静を継続すべきもののうち、化学療法、虚脱療法、直達療法その他適切な療法が見当たらないもの又は特別の治療を必要としないものであって予後が良好であるもの	
ロ イ以外のものであって、長期にわたり軽度の安静を継続すべきもの	
二 けい肺であって、二度のレントゲン線所見があり、かつ、心肺機能が軽度に減退しているもの	
三 結核性疾患及びけい肺以外の傷病	

第4編 長期給付

(注) 初診日から1年6月経過前に次に該当した場合は、その日が障害認定日となる。

- (ア) 咽頭全摘出手術を施した場合は、咽頭全摘出手術を施した日
- (イ) 肢体の外傷で切断又は離断した場合は、切断又は離断した日
- (ウ) 人工骨頭又は人工関節を挿入又は置換した場合は、挿入又は置換した日
- (エ) 在宅酸素療法を施行中の場合は、在宅酸素療法を開始した日
- (オ) 心臓ペースメーカー、植込み型除細動器(ICD)又は人工弁を装着した場合は、装着した日
- (カ) 人工透析を行っている場合は、透析開始から3月を経過した日
- (キ) 人工肛門を造設又は尿路変更術を施した場合は、6月を経過した日
- (ク) 新膀胱を造設した場合は、造設した日
- (ケ) 脳血管障害により機能障害を残しているときは、初診日から6月経過した日以後に医学的観点から、それ以上の機能回復がほとんど望めないと認められるとき
- (コ) 現在の医学では、根本的治療方法がない疾病であり、今後の回復は期待できず、初診日から6月経過した日後において気管切開下での人工呼吸器(レスピレーター)使用、胃ろう等の恒常的な措置が行われており、日常の用を弁ずることができない状態であると認められたとき

障害手当金

[厚年法施行令別表第2（第3条の9関係）]

番号	障害の状態
1	両眼の視力が0.6以下に減じたもの
2	一眼の視力が0.1以下に減じたもの
3	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
4	両眼による視野が2分の1以上欠損したもの又は両眼の視野が10度以内のもの
5	両眼の調節機能及び輻（ふく）輳（そう）機能に著しい障害を残すもの
6	一耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの
7	そしやく又は言語の機能に障害を残すもの
8	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
9	脊（せき）柱の機能に障害を残すもの
10	一上肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
11	一下肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
12	一下肢を3センチメートル以上短縮したもの
13	長管状骨に著しい転位変形を残すもの
14	一上肢の二指以上を失ったもの
15	一上肢のひとさし指を失ったもの
16	一上肢の三指以上の用を廃したもの
17	ひとさし指を併せ一上肢の二指の用を廃したもの
18	一上肢のおや指の用を廃したもの
19	一下肢の第一趾（し）又は他の四趾以上を失ったもの
20	一下肢の五趾の用を廃したもの
21	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
22	精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

（備考）

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 2 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 3 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 趾を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- 5 趾の用を廃したものとは、第一趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節間関節若しくは近位趾節間関節（第一趾にあっては趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。